

三浦市週休2日制工事実施要領(営繕工事)

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組として、三浦市が発注する営繕工事（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）の工事現場における週休2日制を確保する工事（以下「週休2日制工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 通期の週休2日

工事現場において、対象期間内で4週8休以上の現場閉所日又は現場休息日（以下「現場閉所日等」という。）を設けることをいう。

(2) 月単位の週休2日

通期の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての月で4週8休以上の現場閉所日等を設けることをいう。

ただし、暦上の土曜日及び日曜日の閉所では4週8休以上に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所日等を設けている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

なお、現場閉所日等を原則として土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

(3) 完全週休2日

月単位の週休2日を達成し、かつ対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日等に指定し、2日以上現場閉所日等を設けることをいう。

ただし、受注者の責によらず土曜日や日曜日に現場作業を行わざるを得ない場合は、事前に受発注者間で協議した上で、同一の週内で土曜日及び日曜日に代わる曜日を現場閉所日等に指定することができるものとする。

なお、1週間の定義は、「土曜日から金曜日まで」又は「月曜日から日曜日まで」を基本とするが、工事の実情に応じて、工事着手前に受発注者間で協議した上で1週間の定義を決定することができるものとする。

(4) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日等の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上となる状態をいう。

なお、現場閉所（現場休息）率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含むものとする。

(5) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入、仮設工事等を開始した日をいう。

(6) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了した日をいう。

(7) 対象期間

週休2日制工事において、週休2日に取り組む期間のことであり、現場着手日から現場完成日までの期間をいう。

ただし、年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間はあらかじめ対象期間から除くこととする。

また、現場作業を伴わない工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、工事目的外の突発的な災害発生時の対応や災害の発生が予想される場合の予防作業期間など、発注者が認めた期間については、その都度、監督員と受注者で協議し、対象期間から除くこととする。

(8) 現場閉所日

工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。

ただし、現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等は作業から除くこととする。

なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めることができるものとする。

(9) 現場休息日

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、工事現場において、一日を通して、現場事務所で
の事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。

なお、保安等の巡回パトロール等及び降雨・降雪等の予定外の現場休息日の扱いは、前号と同
様とする。

(発注方式)

第3条 発注方式は、発注者指定型（発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式をいう。）
とする。

(対象工事)

第4条 週休2日制工事の対象となる工事は、設計金額が200万円（税込）を超える市が選定した工
事で、発注者指定型とする。

ただし、次の条件のいずれかに該当する工事は本試行の対象としない。

- (1) 社会的要請等により早期工事完成が望まれる工事
- (2) 災害復旧工事等、緊急を要する工事
- (3) 作業可能期間が限られている等の工期に厳しい制限がある工事
- (4) その他、対応が困難と発注者が判断した工事

(週休2日の達成基準)

第5条 営繕工事における週休2日の達成基準は以下のとおりとする。

(1) 通期の週休2日

通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が4週8休以上の水準に達し
ていることをもって判断する。

(2) 月単位の週休2日

月単位の週休2日の達成は、通期の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての月ごとに現場
閉所（現場休息）率が4週8休以上の水準に達していることをもって判断する。

ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が4週8休以上の水準に満たない月においては、
当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成してい
るとみなす。

(3) 完全週休2日

完全週休2日の達成は、月単位の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての週（第2条第1
項第3号における1週間の定義に同じ）ごとに、土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）とし、
現場閉所（現場休息）日数が2日以上水準に達していることをもって判断する。ただし、対象
期間の日数が7日を満たない週においては、当該週に土曜日及び日曜日がある場合は、土曜日及
び日曜日を現場閉所（現場休息）とし、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現
場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

なお、現場閉所日等を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記(2)及び(3)の「土曜日
及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。完全週休2日に取り組む場合は、
同一の週内において変更するものとする。

(週休2日制工事の実施)

第6条 週休2日制工事の実施にあたっては、次の各号に取り組むものとする。

- (1) 受発注者は、施工当初段階において、工期全体に影響を与える事項について情報共有すること
とする。また、分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現
場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成することとする。
- (2) 受注者は、計画工程を示した週間工程表又は月間工程表を監督員に提出する。
- (3) 受注者は、当月分の「現場閉所（現場休息）実績報告書」（別紙1）を、翌月の5日までに監
督員に提出する。ただし、4月分及び12月分については翌月の10日までに監督員に提出するも
のとする。
- (4) 受注者は、原則として、工事完成届の提出前に、最終月の「現場閉所（現場休息）実績報告書」
（別紙1）及び対象期間全体の「現場閉所（現場休息）履行報告書」（別紙2）を作成し、監督員
へ提出する。
- (5) 受注者は、公衆の見やすい場所に、週休2日制工事である旨を明示する。記載内容は「記載内容
の例」（別紙3）を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

2 完全週休2日を達成した場合には、工事成績評価に1点加点する。

なお、月単位の週休2日が達成できなかった場合でも減点を行わないが、明らかに受注者側に月

単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、**1点**減点するものとする。

(その他)

- 第7条 「現場閉所（現場休息）実績報告書」（別紙1）、「現場閉所（現場休息）履行報告書」（別紙2）の内容に疑義が生じた場合には、発注者は、受注者に疑義の内容についてヒアリング等を行うことができる。
- 2 前項のヒアリングにより、その経緯・原因等を確認したうえで、虚偽が明らかになった場合は、工事成績評定の修正等の措置を行う。

附 則

この要領は、令和7年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年7月1日以降に公告する週休2日制工事に適用する。
- 2 この要領の施行前に、公告した案件については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和8年1月1日以降に公告する週休2日制工事に適用する。
- 2 この要領の施行前に、公告した案件については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日以降に公告する週休2日制工事に適用する。
- 2 この要領の施行前に、公告した案件については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日以降に公告する週休2日制工事に適用する。**
- 2 「県土整備局建築工事積算要領 第4編 特別事項 1 基準等の適用について」（令和8年4月1日）を適用している週休2日制工事については、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。**

年 月 日

三浦市長

現場閉所(現場休息)履行報告書

商号又は名称 _____

受注者 代表者役職及び氏名 _____

所在地 _____

電話番号 _____

現場代理人 _____

主任(監理)技術者 _____

次のとおり、週休2日制工事の実施結果を報告します。

| | |
|---------|---------------|
| 工 事 名 | |
| 工 事 場 所 | |
| 契 約 工 期 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 対 象 期 間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 達 成 状 況 | |

詳細は裏面のとおりです。

(注) 2部作成し、各々保管する。

記載内容の例

週休2日制に取り組む工事

この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む工事です。

発注者：三浦市役所 ○○課
受注者：